

平成20年 No.6

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を
改正する学則
東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

学則と大学院学則の懲戒規定の整合性をとるため、また、学生の懲戒に係る審議機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年3月5日 教育研究評議会 審議・承認

(「学生の懲戒に関する学則等の一部改正について」)

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成20年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年学則第3号

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第13号

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学生の懲戒に係る審議機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="277 347 349 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 419 302 451">(懲戒)</p> <p data-bbox="185 459 1108 531">第47条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。</p> <p data-bbox="277 571 349 603">〔省略〕</p> <p data-bbox="259 643 344 675"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 683 734 715"><u>この学則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1256 347 1328 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="1200 419 1272 451">(懲戒)</p> <p data-bbox="1167 459 2089 531">第47条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、教授会及び<u>教育研究評議会</u>の議を経て、学長がこれを懲戒する。</p> <p data-bbox="1256 571 1328 603">〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則の懲戒規定との整合性をとるため、また、学生の懲戒に係る審議機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基づき、教授会（<u>連合学校教育学研究科</u>にあつては、<u>研究科委員会</u>。第33条及び第34条において同じ。）の議を経て学長が合格者を決定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒)</p> <p>第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があつたときは、学長は、教授会の議を経て、当該学生を懲戒する。</p> <p>2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。</p> <p>3 <u>停学の期間は、第11条に規定する在学年限に算入し、第10条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、2月に満たないときは、標準修業年限に算入することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考の結果に基づき、教授会（<u>連合学校教育学研究科</u>にあつては、<u>研究科委員会</u>。第33条において同じ。）の議を経て学長が合格者を決定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(懲戒)</p> <p>第34条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があつたときは、学長は、<u>教授会及び教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあつては、研究科委員会）</u>の議を経て、当該学生を懲戒する。</p> <p>2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。</p> <p>3 <u>前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。</u></p> <p><u>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</u></p> <p><u>(2) 正当の理由がなくて出席常でない者</u></p> <p><u>(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由：学生の懲戒に係る審議機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、教授会の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は教授会の議を経て学長が決定する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、<u>学生の所属する群、特別支援教育特別専攻科及び教育学研究科（総合教育開発専攻にあつては、コース又はサブコース）を所管する学系教授会（以下「当該教授会」という。）及び教育研究評議会</u>の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は<u>当該教授会及び教育研究評議会</u>の議を経て学長が決定する。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(再審査)</p> <p>第9条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に請求することができる。</p> <p>2 学長は、前項の請求があつたときは、再審査の可否を<u>教授会</u>に諮るものとする。</p> <p>3 学長は、<u>教授会</u>が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続きを経るものとする。</p> <p>4 学長は、<u>教授会</u>が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(再審査)</p> <p>第9条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に請求することができる。</p> <p>2 学長は、前項の請求があつたときは、再審査の可否を<u>教育研究評議会</u>に諮るものとする。</p> <p>3 学長は、<u>教育研究評議会</u>が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続きを経るものとする。</p> <p>4 学長は、<u>教育研究評議会</u>が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(無期停学の解除)</p> <p>第13条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(無期停学の解除)</p> <p>第13条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、<u>当該教授会及び教育研究評議会</u>の議を経て学長が決定する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。